

する法律の一部を改正する法律案（鳥居一雄）

名提出の小口消費者金融業法案及び出資の受入、

出した次第であります。

外二名提出、第九十四回国会衆法第四二号)の
撤回許可に関する件

預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

以下、両法律案の内容について御説明申し上げます。

貸金業の規制等に関する法律案（大原一三君外五名提出、衆法第三二号）

ます。提出者より順次提案理由の説明を聴取
たします。大原一三君。

ます。貸金業の規制等に関する法律等について
申し上げます。

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案（大原一三君外五名提出、衆法第三二号）
小口消費者金融業法案（正森成一君外二名提出、第九十四回国会衆法第一九号）
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案（正森成一君外二名提出、第九十四回国会衆法第二〇号）

○大原(一)議員 ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律案
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案
する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 これより会議を開きます。

業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、並り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党及び新

この際、お詫びいたしまして、第九十四回国会より継続審査となつております
越智伊平君外三名提出の貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りに関する法律の一部を改正する法律案、堀昌雄君外八名提出の貸金業の規制に関する法律案及
び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取
締りを改正する法律案、鳥居一雄君外二名提出の貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案につきまして、それぞれ提出者全部より撤回の申し出が
あります。これを許可するに御異議ありませんか。

由クラブ・民主連合を代表いたしまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。近年、貸金業の業務の運営が、いわゆるサラ問題を中心に、大きな社会問題となつております。これは、貸金業が届け出のみにより容易に事業を行うことができるため、業者が乱立し、資金需要者の返済能力を超えた貸し付けが行われていてこと。その二は、年利一〇九・五%までの利息契約をし、または受領しても刑事罰が課されないこと。その三は、法律による業務の規制がないため、資金需要者の立場を無視した一方的な契約

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、撤回を許可するに決しました。

行い、かつ厳しい取り立てが行われていて、その他、貸業者の経営基盤の脆弱さやモルの低さ等によるものであります。

○森委員長　本日付託になりました大原一三君外五名提出の賃金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案並びに第九十四回国会より継続審査となつております正森成二君外二

このように貸金業の業務の運営が社会に重要な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業に必要な規制・監督等を加えて利用者の利益の保護を図るとともに、処罰される金利の限度を引下げて高金利による弊害を取り除き、貸金業に対する社会的批判にこたえるためには、新たに法を制定する等の必要があると考え、両法律案を

力、信用等を調査し、返済能力を超えると認められ

れる過剰貸し付け等をしてはならないものとすること。営業所ごとに顧客の見やすい場所に貸し手の利率を必ず掲示しなければならぬ。

の利害等の他の貸付条件を提示するにあたっては、不動産の価値を考慮するものとすること。業務に関して広告をするときは、貸付条件について人を誤認させるような詮

大な表示をしてはならないものとすること。貸は
契約の締結をしたときは、遅滞なく、契約の内容
を明らかにする書面を相手方に交付しなければなら
らないものとすること。弁済を受けたときは、そ
の都度、直ちに、受領金額及びその利息または
本への充当額等を記載した受取証書を弁済者に支
付しなければならないものとすること。債権の主張
り立てに当たっては、人を威迫しましたはその私心
からしてはならないものとすること。

活等の平穏を害するような言動により、その者困惑させてはならないものとすること。その他、帳簿の備えつけ、債務者等からの白紙委任状の手

得の制限、債権取り立てについての委託を受けたものの取り立て行為の規制、全部弁済の場合の債権書の返還義務、標識の掲示義務等について規定設けております。

なお、貸付債権を譲り受けた者は、転々譲渡される場合の譲り受け人を含めて、その債権について、取り立て行為規制等の業務規制の適用を受けるものとし、貸付債権を譲渡する者は、その旨書面で譲り受け人に通知しなければならないこといたしております。さらに、貸金業者は、相方が暴力的取り立て行為をするおそれが明らかであること等を知りながら、債権の譲渡また取り立ての委託をしてはならないことといたしております。

第五は、貸金業協会及び全国貸金業協会連合の設立についてであります。既存の貸金業者がつ

の設立について、現行の貸金業規制の主規制の助長に陥る法律を廃止するものとして、從来の庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会联合会にかわるものとして、貸金業者は、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会を設立して、貸金の適正な運営及び不正金融の防止に資するため指導、勧告、調査、苦情解決、業務研修、過剰

し付けの防止等の業務を自主的に行うことができることといたしております。

第六は、貸金業に対する監督についてであります。大蔵大臣または都道府県知事は、登録業者がこの法律、金利等取締法等に違反したとき、または貸し付けの契約、債権の取り立てに当たり、物価統制令の抱き合せ・負担つき行為の禁止規定に違反したり、刑法等に規定する罪を犯したとき、債権譲渡等をした場合に、相手方が暴力的取り立て行為をするおそれが明らかな者であることを知らなかつたことを証明できず、かつ、現実にその者が暴力的取り立てを行つたときは、一年以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができます。また、登録業者が欠格事由に該当することとなつたとき、登録がえをしなかつたとき、業務停止処分に違反したときは、その登録を取り消さなければならぬことといたしておられます。その他、業者の所在不明のときの登録取り消し、監督処分の公告、業者に対する報告徴収、立入検査等について規定を設けております。

第七に、利息制限法との関係について、貸金業者に対して本法において各種の厳しい業務規制を課し、また、金利等取締法を改正して刑事罰対象金利を引き下げるとしていること等にかんがみ、貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払つた金額の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過部分の支払いは、同法第一条第一項の規定にかかるわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすことといたします。ただし、このみなし弁済規定は、契約書面を交付しない場合、受取証書を交付しない場合、業務停止処分に違反して貸し付けの契約が締結された場合、金利等取締法の高金利の处罚規定または物価統制令の抱き合せ・負担つき行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合における支払いについては、適用しないものといたします。

第八に、無登録営業、書面交付義務違反等につ

いて必要な罰則規定を設けることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするとともに、所要の経過措置を講ずることといたしております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

本案の内容は、第一に、現在、この法律の第五

条第一項において、刑事罰の対象となる制限利率は年一〇九・五%となつておりますが、これを改め、業として金錢の貸し付けを行う者については、その制限利率を年四〇・〇〇四%とすることといたしております。なお、一般私人については、現行の年一〇九・五%の制限利率のままといたしております。

第二に、刑事罰対象利率の急激な条件変更を緩和するため、附則に経過規定を設けて、法施行後三年間は、制限利率を年七三%とすることとし、

利率を年五四・七五%とすることといたしております。

第三に、法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとすることといたしております。

以上のはか、罰金の上限を引き上げることといたしております。

第三に、質屋及び日賦貸金業者についての制限利率は、その業務の実情にかんがみ、現行の年一〇九・五%とする特例を設けることといたしておられます。

以上が、両法律案の提案の理由及びその内容の

大要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛成くださいま

すようお願い申し上げます。

○森委員長 正森成二君。

小口消費者金融業法案
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○正森議員 ただいま議題となりました小口消費

者金融業法案並びに出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

る業界の業務実態の一端が示されております。自殺や心中、夜逃げなど悲惨なサラ金地獄を引き起こす原因の第一は、異常な高金利の野放しであります。現在年利二〇%を超える金利は利息制限法によって民事上無効とされており、支払いを遅延した場合でも最高倍額の四〇%とされておりを取りざたされておりながらも、出資の受入、預り金等の取締等に関する法律の上限である年一

九・五%に近い金利が多くあるばかりか、悪質な場合にはそれをはるかに上回るものさえ少なくてなりません。借り受け者である一般市民が高金利の重圧のもとで返済不可能な事態に陥るのもしごく当然であります。

○九・五%に近い金利が多くの場合、預り金等の取締等に関する法律の一部では自由に開業できることであります。都道府県知事に届け出さえすれば何の制限もなく開業できるため、資金来源確保のための暴力団の参入や、悪質業者の開業が野放しとなつてゐるのであります。

のでございますが、お尋ねの問題につきましては、内閣審議室が中心となりまして政府部内に貿易問題関係省庁連絡会が設けられまして、ここにおいて種々の検討がなされてきたものでござるます。

そして、法務省の刑事局といたしましても、右連絡会に出席いたしまして、高金利違反事犯の実態調査結果などについて同連絡会に報告するなど、貸金業者の規制に関する罰則の制定の面において協力申し上げてきたところでございま
すが、その後各党から貸金業等の規制に関する法律案が提案されるに至りまして、さらに各党間に
おいて協議検討がなされた結果、今日のようにな
つて、こう、うとうと承印しております。

○宮本政府委員 大蔵省といたしましては、この問題につきましては、先生御指摘のとおりサラ金禍ということで社会的にも大変な問題でございました。昭和五十二年十月以降、先ほど法務省からお話をございましたが、関係六省、経理府、
経済企画庁、警察庁、法務省、自衛省並びに大蔵省が集まりまして、真剣に検討を行ってきたわけでした。ございまして、かなりの時間をかけまして検討いたしたわけでございます。

しかし、この出資法の特に大きな柱となります上限金利をどこまで引き下げるのかという点につきまして、なかなか政府といたしましては理論的な根拠が見出しにくくて、どうするのかという点が一つあったわけでございます。

もう一つは、いわゆるグレーゾーン金利の取り扱いでございますけれども、最高裁判例等との関係もございまして、各省官閣の意見がまとまりました。というふうなこともございまして、せんでした。というふうなこともございまして、遺憾ながら政府をいたしましては法案を提出することができなかつたものでございます。

○平林委員 貸金業の規制に関する法律案をまとめて、とにかくサラ金被害を最小限に食いとめ、これ以上悲劇を野放しにするなという声は今日各方面から寄せられまして、世論になつておると思ひます。

しかし、その障害になりましたのは、ただいまお答えがございましたように、一つは出資法による上限金利一〇九・五%という超高金利を幾らまで引き下げるかということ。第二は、利息制限法による制限金利を上回る金利の支払いが、最高裁判決によつて不当利得返還請求権というようなことが起こりまして、その取り扱いをどうするか。こういう二つの点にありましたことは、いまお答えになられたとおりでございます。

このうち、出資法上による上限金利につきましては、「日歩十錢」年四〇%を引き下げる。しかし段階的に、法施行後最初の三年間は七三%，三年経過した後の三年間は五四・七五%，四〇%にするまでには法施行後五年を経過した後におきまして速やかにこれを実施する、私どもはこれに合意をいたしたわけであります。

ただ、私どもは、このような金利がいつまでも許容されるとは思つておりません。法定化されたいたしましたが、この金利はなお高金利であります。もちろん、理屈を言えば利息制限法の上限金利一五%とか二〇%に合わせるのがあるいは理想かも知れません。しかし、私どもはこの法律に合意をいたしましたが、この法律に賛成をいたしましたとしても、この金利を是認したわけではない、あくまでもこれは上限金利である、貸金業の規制に関する法律案をまとめるために現状においてはやむを得ない、こう判断を実は私はいたしたのでございます。

現に、出資法の一〇九・五という超高金利がありながら、実際の業界におきましては、「日歩十錢」のところもあればあるいは八〇%，九〇%がいまなお通用しておるという事態にもございまますので、たとえ初めの三年間七三%にいたしましたが、実際金利がなるべくそれより下回つたものにすることができれば一步前進である、こう考えるわけでございます。

それなら七三%の初めの三年間は高過ぎるじゃないかという議論がございます。私は高過ぎると思います。しかし、高過ぎるといいましても、貸金業者特に消費者金融の分野においては、いわゆるサラ金業者の大多数はいままお日歩二十錢、七二%を超える金利で經營しておるということです。一部においては、これより低い金利で營業していますが、大多数は七三%を超える金利で營業しております。かつて、消費者金融業界の定款は八〇%ないし九〇%の定款をもつて定めておる。この実態を知らずして、ただ七三%は現行でも高過ぎるという理論は必ずしも当を得ていない。利用者は、その高金利を知りながら借りておるわけであります。この実態を考えますと、高過ぎる七三%ではありますけれども、一步前進と言えるのではないか。

説をなす者は、現在日歩十錢とか十五錢で經營する貸金業者があるじゃないかと言う。私もその通りだと思います。しかし、それは業者の全部ではない、大多数はそうじやない、この現実は残念ながら認めないわけにはまいりません。ほううておけば金利は下がるじゃないかという議論があります。私も初めはそう思っていたのです。この法案をある程度政府・与党と話し合う場合におきました時間でかけましたのは、確かにこの間に金利が下がつてくることを期待しておりました。大手においては確かに下がりました。だが、大部分のサラ金業者は一向に下げる気配はございません。この間の大蔵委員会の参考人の意見を聴取いたしましたが、五年後においてもこんなのは荒唐無稽な金利だということで批判する向きがござりますように、大多数はこれについていけないのであります。

では、この間サラ金悲劇はそのままはうつておいていいのか、こういうことになるわけでございまして、私どもは、この線で決断あるいは踏み切つたというわけでございます。したがつて、この金利を是認したわけではなく、あくまでも上限金利として、これ以上は刑事罰を科しますよ、つまり抑制的措置を定めたものであると理解をいたしております。しかしながら、この線で決断あるいは踏み切つたというわけでござります。したがつて、この金利を是認したわけではなく、あくまでも上限金利として、これ以上は刑事罰を科しますよ、つまり抑制的措置を定めたものであると理解をいたしております。しかしながら、この線で決断あるいは踏み切つたというわけでござります。したがつて、この金利を是認したわけではなく、あくまでも上限金利として、これ以上は刑事罰を科しますよ、つまり抑制的措置を定めたものであると理解をいたしております。しかしながら、この線で決断あるいは踏み切つたというわけでござります。したがつて、この金利を是認したわけではなく、あくまでも上限金利として、これ以上は刑事罰を科しますよ、つまり抑制的措置を定めたものであると理解をいたしておるわけであります。したがつて、この金利を是認したわけではなく、あくまでも上限金利として、これ以上は刑事罰を科しますよ、つまり抑制的措置を定めたものであると理解をいたしておるわけでござります。

要求いたします。現に、相当数は法定以下の金利で営業しておる業者があるわけですが、低金利への牽引力になるよう、その営業態度を前進させることを私は要求したいと思つています。
せつかくの貸金業の規制に関する法律案でござります。もちろん、四〇%でも高いから三六・五にせよとか、初めの金利は七三では高いから五四五から出発せよとか、こんなものなら法律に反対だという議論もございますけれども、そのためにまた無法地帯に野放しにするということは、もはや許せないのじゃないか。もし、今日の決断が五年前にあつたらどうだつたろう。今日の決断がもし五年前にあつたならば、年利五四・七五から出発して、いまころは次の段階に踏み込めたわけであります。これをおもいますと、理想だけを追つて現状を肯定することは矛盾だと私は判断をいたしておるわけであります。
それにいたしましても、五年ないし六年後の経済というのはどういうふうになりますか。資金需要の状況とか金融情勢あるいは貸金業者の業務の実態、どういう見通しをつけるか、これはなかなかむづかしいうございます。しかし、やや中期的に判断をして選択をすれば、五年後の五四・幾らという金利は、社会的にはいつまでも許容るべき水準にはない、もっと低くしなければならない情勢が展開するのではないかと思つていてます。五年先のことは、神ならぬ身でなかなか確定することはできません。しかし、私は金利低下の方向に向かうだらうと思っておるわけでござりますが、大蔵省銀行局あたりは、将来の状況を考えまして、この議員立法によります五年後の五四・七五、そのときの情勢で判断することになつておりますが、私の推理するような方向に行くかどうか、御意見があれば承りたい。

が困難ではござりますけれども、一般的に私どもも金融を考えております立場から申し上げますと、高度成長期とは違いまして、当然のことながら、金融市場全体の資金の需要供給の関係は緩やかになつてまいりということは予想されるわけでもござります。

それからまた、こういう法律が成立いたしまして、資金業界の中で適正な競争が行われていよいよな状況も考えられます。それからまた、資金業界のそういう情勢を受けまして、金融機関等によります資金の供給、そういうものも円滑化していくであろうということは当然予想されるわけでございまして、御指摘のとおり、いまでもかなり低い金利でそういう資金を供給しておられる会社も出てきておるようでございます。

いろいろ考えますと、金利は、五年たってみますと、いまここで考えておりますよりはもう少し低いような状況があるいは出現しているかもしれません。これは全くの予想でございますが、感じとしては、私どもとしてはそういう感じを持っているわけでございます。

○平林委員 五年を経過した日以降におきまして、資金需要の状況とかその他の経済金融情勢、資金業者の業務の実態、これをいま推定することとはなかなか困難である、私はこう思います。しかし、サラ金業界における金利は低下しつつありますし、低下の傾向をたどるだらうという判断は、私は妥当ではないかと思つております。

これは實を言うと、相当の大手の場合でも、五十三年ころはまだかなり高い金利だったのですね。ところが、この問題が大きく社会問題になりましてからは五〇%前後に低下いたしまして、五十七年度ではもう年四〇%程度になつてしまつました。しかも、なお大手業者におきましては非常になれば、信販とかリース会社とかスーパー、生命サービスの提供という問題については、各界の努力がいよいよされています。それに、今回の法律が制定されましたならば、信販とかリース会社とかスーパー、生命

消費者金融、小口ローンに乗り出してまいりまして、大体三十万円ぐらいまでの貸し出しに対する実質金利は年一八%程度になつておる。都市銀行などは、教育と住宅のローンは年一〇・八%ぐらいでござりますが、最近多少消費者ローンは金利を上げまして、年一二%ぐらい。私は、これからはサラ金業者だけでなく消費

者ローン全般においての金利の競争時代に入ると思つ。したがつて私は、この法律が成立した以降におきまして、消費者金融の充実のために、引き続き低金利で貸し出しができるよう、市中金融機関の生活金融あるいは地方自治体におきましても福祉政策の充実を求めていたいと思つておりますから、こういうことを通じて金利の低下を誘導することは可能である、こう思つておるわけであります。ですから、五年後の速やかな時期にそうした金利水準が実現することを強く期待をいたしております。

同時に、大蔵省といつしまして、サラ金業者に対する融資金利の低下について相当の行政措置をとるということはできないだろうが。もちろん、今日まで貸金業者に対する金融機関の融資につきましては銀行局長の口頭連達で自粛を求められておりますね。かつて私は、この問題について取り上げて自粛を求めた張本人でござります。なぜかというと、銀行がたとえば一二%とか一〇%で融資をいたしましても、貸金業者がそれで四〇%でもつて貸し出したのなら、こんなうまい話はございません。社会から見て、これほど批判される話はございません。したがつて、これに対し、いかに貸し倒れがあるからとかあるいは人件費がかかるから、経費がかかるからと言つても、私は、野方団にこういう措置をとれということは社会的批判が出てくると思います。しかし、本法成立後に、サラ金悲劇を中心と考えるならば、貸金業者の貸付金利を引き下げるための政策として、金融機関から貸金業者に融資ができるよう考えてもいいのじやないかという意見があることは

そこで私は、これにも条件をつけて、節度といふものがある。また、融資の金利が低下につながるものでなければだめだ。そういうような条件を慎重に考えながら、そのルールの限度あるいは今後の許容されるべき措置というものを私自身も検討したいと思うのでありますけれども、大蔵省銀行局においては、そのような考えがおありかどうか、この際承っておきたいと思います。

○官本政府委員　ただいま御指摘の点につきましては、おっしゃいますとおり、五十三年の三月に銀行局長の口頭通達によりまして貸金業者に対する融資について自粛を求めたわけでござりますが、これは、当時のサラ金禍問題について、悪質な貸金業者に対して金融機関が融資することによってそれに加担するということがあつては、公的使命を有する金融機関のあり方としておかしいではないかというふうな御指摘等もございました出したものでございますが、これは、特に問題がないと認められるような、非常に世の中のためになつておる適正な業務をしておる貸金業者に対する融資についてまで自粛を要請したものじやないでのございまして、従来からも、健全な貸金業者に対する融資につきましては、これを差しとめておるわけではなかつたわけでございます。

ところで、今回この法律が成立いたしますれば、大蔵大臣、都道府県知事の監督のもとにいろいろ業務規制に服するというようなこともござります。また、御指摘のとおり競争の時代に入るわけでございまして、貸金業者の業務運営が適正化されてくるというふうなことでござりますから、金融機関がそういう貸金業者に対する融資を増加させていくということは当然予想されるわけでござりますけれども、消費者金融の重要さという点も含めまして、健全な貸金業者に対する融資につきましては、これは自主的に金融機関が決定することでござりますけれども、私どもいたしましても、いま先生御指摘の御趣旨は十分よくわかりますので、そういう方向で行政を行つてまいりた

いと思ひうわけでございます。そういうふうなことが行われますれば、御指摘のように金利も自然に下がつてまいるということではないかと思つておるわけでございます。

○平林委員 金利問題はこの程度にいたしまして、次に私がお尋ねしたいのは、貸金業者がこの法律によりまして登録をすることになるわけあります。この登録の問題につきまして、若干お尋ねをしたいと思っております。

サラ金の被害といいますと三つの病気がございまして、一つは高金利ですね。二つは過剰融資、三つは過酷な取り立て、こういう三つの病気がどこから発生するかということを考えなければならない。サラ金の被害を抑制するためには、この三つの病気をどうやつてなくしていくかということがポイントであります。

そこで、私は、業者の資本力というものを無視することができないと思っております。現在十九万の業者がござりますけれども、大蔵省銀行局が先般調査いたしましたこれら業者の自己資金はどうのくらいかというと、百万円未満のものが一四・二%であります。五百万円未満のものが四七・七%であります。それから五百万から一千万円程度のものが二〇・一%、つまり一千万円以下の自己資本しかないものが八二%を占めているというふうです。ついでに申し上げますと、五千万未満が一三・五%、一億未満が一・六%、一億円以上は〇・八%。私の言いたいことは、自己資金がとにかく五百万元未満のものが五〇%近く、一千万以下でも二一%を占めているという事実であります。つまり、この資本力で利益を上げようとしたしますと、過剰融資になるのですよ。そして貸し付けたならば、取り立てしなければ自分が損するわけでありますから、過酷な取り立てが発生するわけです。そして資本力が弱ければ弱いほど、こういうような問題は倍加するわけであります。

そう考えますと、貸金業を営むものが登録する場合に、私は、この法律で規定するもののほかに、資本金額の条件を付することが考えられてよ

かつたんじゃないだろうかと実は思つておるわけでございます。各種業界におきましても、登録とか認可という場合におきましては、たとえばたばこの販売許可でも、ある一定の買い付け能力がなければなかなか認められない。酒類の販売におきましても、大体近所のぐあいを見ながらでもかなり資本力は重視されております。業界の各国の例も少し調べてみたのですが、アメリカでも一九七四年に統一消費者信用法というものができましたけれども、これは年一八%以上の金利を適用する業者は州の免許を要するというような条件を付するとか、いろいろな例がございます。

私は、そういうことを考えると、貸金業者の登録についても、たとえば資本金の制限をするということ、これが十九万という業者がどんどんふえていくという現状に対して抑制をし、そして発生源であるところのサラ金業者を除去と言ふとか、淘汰していくということになりますが、淘汰していいというのではせぬか、こんなことを考えまして、法律はもう少しこの点について補つてもらつたらよかつたなと実は考へておるわけでございます。しかしながら、行政の面についても補う意思があれば承つておきたい。

○宮本政府委員 貸金業者の資本金の充実につきましては、先生おっしゃるとおりだと思います。ただ、今回の法律によりましてこういう基準が設けられなかつたのは、多分、不特定多数の者が預金を集めると法律による制限との兼ね合ひの問題から、今回この基準が設けられなかつたのではないかといつうように私は思つておきます。それは同時に、職業選択の自由といいますか、そういうものと法律による制限との兼ね合ひの問題から、今回この基準が設けられなかつたためではないかといつうように私は思つておきます。

ところで、法律にはないけれども行政でひとつ処置したらどうかという御提案、おっしゃることとは非常によくわかるのでございますけれども、行政はやはりその法律を適正に執行するのが役割でございます。したがいまして、今回この法律に定める要件でないものを基準にいたしまして、法律上の行為でありますところの登録事務を行うことはできないような状況でございます。ただ、おっしゃることは非常によくわかります。貸金業の資本金の充実等につきまして行政的にできることがあれば、今後できるだけそういう方向で考えてまいりたい、こう思う次第でございます。

○平林委員 もう一つはついでと言つては語弊がありますが、要請しておきます。

この法律の成立によりまして、貸金業者に対する所管庁が大蔵省または都道府県というふうなところで事实上行われることになるのではないか。その際、それぞれの指導監督の態様が不統一にならぬよう注意をせねばならぬと思っております。政府におきましては、これについて十分配慮すべきであると考えるわけですが、これについてお答えをいただきたい。

○宮本政府委員 この点も先生御指摘のとおりでございまして、法の施行に当たりまして、所管庁の違いによりまして運用の実態が区々になることはまことにやいが悪いわけでございます。

たとえば信用組合の監督につきましても、実は都道府県に委任いたしておるわけでございますが、この場合も大蔵省と都道府県とが不統一が起つております。

もう一つの問題は、この四十三条の問題でございます。私は、サラ金の悲劇をなくしてその土壤を改良するには、実効のある規制法をまずまとめておきたい。

もう一つの問題は、この四十三条の問題でございました。私は、サラ金の悲劇をなくしてその土壤を改良するには、実効のある規制法をまずまとめておきたい。

とは非常によくわかるのでございますけれども、

をいたしたいと思います。

貸金業の規制に関する法律案の第四十三条、こ

れにつきましては、私は、貸金業の規制に関する法律案を成立させるためには、この問題の処理を避けて通ることができないといふ考え方でございま

す。金利も高過ぎるから反対だ、四十三条もあるから反対だ。これらに対して反対だと言ひながら規制法をつくれと言いましても、法の実効といふのは期すことができない。今日までの議論の中で、たとえば貸金業の規制に関する法律案だけま

とめで、おれは反対だからそれは除いてくれとい

うような議論があつたわけであります。

私たちも、一時は貸金業の規制だけの法律をつくって、そしてそれで現在のサラ金悲劇の発生を何とかなくしたいという人の期待にこたえたいと思つたことはございます。しかし、業務の規制に思つたことはございません。しかし、業務の規制に関する法律案をつくても金利を一〇九・五%にほうつておいたら、何のことはありません、一〇九・五%すればまずは営業できるのだというよう

な法律でございましたら、規制に関する法律案などというのは空文化するわけであります。私は、これは本質的な問題の解決にならぬと思っておりま

す。

すなわち、サラ金悲劇が発生しないよう

に

をしないで、ただ悲劇が出たら救つてやるという

考え方で、四十三条をなくせという考え方だけで

あります。

今日の悲劇はなくならぬ、私はこう思つております。その努力

をしないで、ただ悲劇が出たら救つてやるという

考え方で、四十三条をなくせという考え方だけで

あります。

サラ金の悲劇が発生する土壌、それを直す方が私は政治家の役割りだと思つております。その努力

をしないで、ただ悲劇が出たら救つてやるという

考え方で、四十三条をなくせという考え方だけで

あります。

しかしながら、そのサラ金の悲劇を発生しない

のです。発生してから、これは最高裁の判決があ

ります。

法律はやはりその法律を適正に執行するのが役割

でございます。

行政はやはりその法律を適正に執行するのが役割

でございます。

<p

惑を考えない安易な借り方はしないようにすることも大事だと思っております。したがって、この法律で四十三条の規定がございましても、悪質な業者、つまりどんな法律をつくっても法の網をくぐらせるような強引な商法、これは、今次考えられた法定の条件のほかに、業務規制法に対する悪質な違反として十分対抗できるんじゃないのか。この件は、私は素人でございますけれども、法務省側の見解を聞かなければなりません。私は、四つの条件で九〇〇%程度はカバーができるんじゃないかという判断、それから悪質な業者に対しましては業法違反ということで十分対抗できるというような意見、ある人は、この法律ができるともう返済の訴訟はできないんだなんという勘違いをなさっている人もございますが、そんなことはないという、この三つの点の問題を抜き出してみました。これについて法務省の見解を承ります。

金融に関する法整備については相当の年月を要しております。一八〇〇年代の後半から一九〇〇年の初頭におきまして、アメリカでも、ローン・シャーク、貸し金ザメと言うんだそうですがれども、こういう状態が起りまして、超高金利の場合には年三〇〇%から五〇〇%がさらだった時代がございました。アメリカではわめき屋というのがありまして、借りた家に行って返さないと言うとわめいて大騒ぎさせるわめき屋、こう言うんだそりありますけれども、こういうわめき屋と称する集金人の過酷な取り立てが問題になりまして、一九一六年になって統一小口金融法ができ上がり、上限金利はそのとき年四二%、最大貸付額は三百万ドル、政府監督官の定期調査や広告規制、契約書の交付などをもとにいたしまして、やがて一九六八年に消費者信用保証法が成立をしたのであります。そして一九七四年になりました、一八%以上の金利で行う業者は州の免許を要するという統一消費者信用法というものができまして、大体最

しようとしておりますが、まだ二けた台の上でございます。東京地方では、まだこの方式は余り活用されておらないようでございますが、とにかくアメリカではこういう法律があつて、かたなりの人がこれを利用しておる。私は、これが必ずしも正しいとは思いません。借りておいてめかしら借り倒すというようなことが横行いたしましたならば、これは問題でございます。しかしながら、本当に家族は崩壊し、そして自殺をし、一歩家心中をしなければならぬというようなときに、最後の頼みの綱としてこういうことを活用するということは、私は、悲惨な悲劇を行うよりはベタ一である、こう考えるわけでございます。

私の言いたいことは、法律第四十三条のみならず弁済を非常に問題にし、これを中心に物を考えておられる方もありますけれども、私は、四つの条件で悪徳業者からの救済はできるという判断をしております。業者に著しく違反があれば、それを理由に対抗できると考えております。

れることがないようなどいいう趣旨の改正も盛り込まれているというふうに伺っております。我が国の破産法におきまして、債務者から申し立てる破産、いわゆる自己破産の制度が認められているわけでござりますので、これによつていわゆる消費者破産についても十分対応し得る法制度になつてゐる。御指摘のような場合には、この自己破産の申し立てをすることができますし、それによつて十分対応できるという制度になつてゐるというふうに理解いたしております。

御指摘のようく、弁護士会等を中心にしていまして、そういう被害者の救済のために破産という方法を利用するといふことが行なわれてゐるところでございます。大阪だけではなくて、各地でもそういう形の自己破産の申し立てというのが、正確に数字を把握しているわけではございませんけれども、次第にふえつつあるといふふうに伺つておりますし、現在の破産法によつて、そういう場合の救済に不適切である、具体的に手直しをしなければならない、問題があるにこゝらつたところ

いわゆるサラ金業者の悪質な行為に対する規制は、この法律案におきましては、主として監督官庁による取り締まり規制それから刑事罰の適用に期待するところが大きいというふうに考えておるわけでござりますけれども、民事的にも、この法案の四十三条によるいわゆるグレーゾーンの適用は、貸金業者が先生御指摘のような一定の規制を遵守した場合に限つて四十三条の規定が適用されるという形になつてござりますので、これによりまして、間接的にこれらの規制の遵守が確保されるという効果があるのではないかというふうに考えております。

○平林委員 私は、貸金業の規制に関する法律案あるいは出資法の改正案につきましていろいろ勉強する機会を得ました。それで、わが国だけに限らず、アメリカあるいは諸外国ではどういうふうになつておるかということを検討してみたわけでございます。

時間の関係もありますから、アメリカの例を申し上げますと、アメリカにおきましても、消費者

近に至つておる。このことから考えましても、貸金業の規制に関する法律案に類似したこれらの問題は、各国におきましても長年月を要しながら漸次前進をさせていったという歴史があるようでござります。法務省に聞きたいことは、その後アメリカでは、一九七九年の十月になりまして改正破産法といふものがまとまりまして、破産宣告が非常に簡単にできるようになったわけでございます。たとえば、正味財産が三万ドルを欠けるというような事態になる場合には無担保負債をすべて免除する、自己的財産が確保できるようにするために改正破産法が成立いたしまして、簡単に自己破産ができるようになりました。一九八一年のこれの利用者は四十五万人でございます。非常に多数でございます。

日本ではそんなことはないのかというと、そうではありません。日本でも、破産法を活用いたしましてサラ金被害者を救つている例は、大阪の弁護士会のサラ金問題対策協議会等で積極的に活用

には破産法のような活用はどうなのだろうか。アメリカだけではない、大阪でもやつておるが、積極的にこれが活用することも道があるのではないか。したがって、法四十三条だけを例にとりまして、こんな法律はない方がいいなんという議論がはやつておりますけれども、これは私は、現実を見ない議論ではないのか、こう考えておるわけであります。

いろいろ意見を述べましたが、法務省に聞きたいことは、こういうような破産法というのがあるけれども、こんなときに適用できると思うがいから、こうあります。

○濱崎説明員 御指摘のとおり、結果的にどう

ようもなくなったという場合に破産という制度が用意されているわけでございます。御指摘のアメリカの破産法の改正について、私詳細には存じておりませんけれども、今回の改正において、差し押さえ禁止財産の範囲を広げるとか、あるいは破産者に対して自後社会的に不利益な取り扱いがさ

に理解いたしております。

○平林委員 以上、私は、条件つきの四十三条でございますが、その条件は自主的な返還請求権をすべて奪うものではないし、いわんや弱者を救済せんとして下されました最高裁の判決の趣旨を否定するものではない、これと対立する考えではないということは意見の中でも申し述べてまいりました。いわんや貸金業の規制は、サラ金の悲劇を解消するために利用者の立場からの発想でございまして、これは消費者の悲劇である、被害者救済のためである、こういうふうに考えておるわけでございまして、いまのいろいろな手段を講じながらも、悲劇を解消するためにその土壤を直していくべきだ、こう思つておるわけでございます。

ただ私は、このほかにも、サラ金悲劇を解消するためには実は貸金業界の協会がありますが、こちらも、悲劇を解消するためにその土壤を直していくべきだ、こう思つておるわけでございます。

に理解いたしております。

○平林委員 以上、私は、条件つきの四十三条でございますが、その条件は自主的な返還請求権をすべて奪うものではないし、いわんや弱者を救済せんとして下されました最高裁の判決の趣旨を否定するものではない、これと対立する考えではないということは意見の中でも申し述べてまいりました。いわんや貸金業の規制は、サラ金の悲劇を解消するために利用者の立場からの発想でございまして、これは消費者の悲劇である、被害者救済のためである、こういうふうに考えておるわけでございまして、いまのいろいろな手段を講じながらも、悲劇を解消するためにその土壤を直していくべきだ、こう思つておるわけでございます。

ただ私は、このほかにも、サラ金悲劇を解消するためには実は貸金業界の協会がありますが、こちらも、悲劇を解消するためにその土壤を直していくべきだ、こう思つておるわけでございます。

のです。

現在の貸金業者の組織する団体に対して社会的な批判がないわけではございません。私どもはかつて、貸金業者の自主規制の助長に関する法律案によりまして、団体の適正な活動の促進を期待をいたし、業界の自主的な活動によって消費者や利用者の利益を図らうという試みはしたのでありますけれども、必ずしも成功したとは思っておりません。今日、貸金業者が十九万を超えておりますが、庶民金融業協会の加入状況はその六・八%、実際に営業していると思われる業者に対しましても一〇%を超える程度の影響力でございますから、なかなかその全般に及ばないということは、これを認めるわけでありますけれども、この法律が施行いたしますれば登録が実施されます。私は、登録業者は十九万の半数程度以下になつていいのではないかと推定をいたしておるわけでございます。同時に、新しい登録、加入、業務範囲の拡大が行われることになりますから、庶民金融団体の体質というものが変わってくると思います。その再編成によりまして機能も違つてくる、業界のモラルも前進をするのではないか、私はこれを期待いたしております。

こういう傾向になりますれば、利用者の立場から見ましてよい環境になります。サラ金悲劇の解消には、私は幾分役立つだらうと思います。しかし私は、協会の組織率を高める、一〇%しかないような組織率ではやはりアウトサイドをたくさん残すことになります。そこで、貸金業者のモラルを高め、サラ金悲劇をなくすための自浄作用に役立つよう、つまりサラ金悲劇の土壤を改善させる方向に向かわせるためにも、この協会の組織率を高めるということは大切なことだと思っております。この件に関しまして、直接監督指導なさる大蔵省についても注文をしておきたいのでありますけれども、御見解はいかがでございましょうか。

○宮本政府委員 金融業界におきます協会の持つ意味といふのは大変高いと私どもも思つております

のです。現在の貸金業者の組織する団体に対して社会的な批判がないわけではありません。私どもはかつて、貸金業者の自主規制の助長に関する法律案によりまして、団体の適正な活動の促進を期待をいたし、業界の自主的な活動によって消費者や利用者の利益を図らうという試みはしたのでありますけれども、必ずしも成功したとは思っておりません。今日、貸金業者が十九万を超えておりますが、庶民金融業協会の加入状況はその六・八%、実際に営業していると思われる業者に対しましても一〇%を超える程度の影響力でございますから、なかなかその全般に及ばないということは、これを認めるわけでありますけれども、この法律が施行いたしますれば登録が実施されます。私は、登録業者は十九万の半数程度以下になつていいのではないかと推定をいたしておるわけでございます。同時に、新しい登録、加入、業務範囲の拡大が行われることになりますから、庶民金融団体の体質というものが変わってくると思います。その再編成によりまして機能も違つてくる、業界のモラルも前進をするのではないか、私はこれを期待いたしております。

こういう傾向になりますれば、利用者の立場から見ましてよい環境になります。サラ金悲劇の解消には、私は幾分役立つだらうと思います。しかし私は、協会の組織率を高める、一〇%しかないような組織率ではやはりアウトサイドをたくさん残すことになります。そこで、貸金業者のモラルを高め、サラ金悲劇をなくすための自浄作用に役立つよう、つまりサラ金悲劇の土壤を改善させる方向に向かわせるためにも、この協会の組織率を高めるということは大切なことだと思っております。この件に関しまして、直接監督指導なさる大蔵省についても注文をしておきたいのでありますけれども、御見解はいかがでございましょうか。

○宮本政府委員 金融業界におきます協会の持つ意味といふのは大変高いと私どもも思つております

す。サラ金業界だけじゃなくて、それぞれ金融業としております業界が協会を持ちまして、その中でいまおっしゃられました自浄努力といいますか自浄作用といいますか、いろいろな社会的な機能を果たしているわけでございまして、この協会の持つ意味といふものは大変大きいと思います。特に、御指摘のサラ金業界におきまして、この協会の運営いかんによってこの業界の将来が決まると言つても過言ではないような気がいたすわけでございます。そういう意味におきまして、できるだけ協会の組織率を高める。おのずから、これも御指摘のとおりでございますが、いろいろサラ金業者の質も向上してまいりでございましょう。またスーパーとか信販とか大手資本の新規参入等もあるわけでございますので、当然のことながら組織率は高まり、協会の持つ機能の發揮が大いに期待されるわけでございますが、私ども行政といたしましても、いまおっしゃられましたような、この協会の機能を十分活用できるように、この協会自身をりっぱなものになると同時に組織率も高めていくというふうなことで、都道府県等にもいろいろ連絡をとりながら努力してまいりたい、こう思う次第でございます。

○平林委員 最後の質問でございますが、本法の実施時期につきまして伺いたいと思います。その再編成によりまして機能も違つてくる、業界のモラルも前進をするのではないか、私はこれを期待いたしております。

この協会の質も向上してまいりでございましょう。またスーパーとか信販とか大手資本の新規参入等もあるわけでございますので、当然のことながら組織率は高まり、協会の持つ機能の發揮が大いに期待されるわけでございますが、私ども行政といたしましても、いまおっしゃられましたような、この協会の機能を十分活用できるように、この協会自身をりっぱなものになると同時に組織率も高めていくというふうなことで、都道府県等にもいろいろ連絡をとりながら努力してまいりたい、こう思う次第でございます。

○平林委員 最後の質問でございますが、本法の実施時期につきまして伺いたいと思います。その再編成によりまして機能も違つてくる、業界のモラルも前進をするのではないか、私はこれを期待いたしております。

この間、日本の消費者信用統計を調べてみますと、貸金業者といわゆる銀行の消費者ローンとの対比を見ますと、もはや今日では、庶民金融の分野は貸金業者の方が半数を超えるという事態になつておるのでございます。都市銀行を始め市中金融機関は七十兆円という預金量を持つておりますが、消費者金融に割く割合というものは微々たるものでございます。これが今日の必要に迫られた、サラ金利用者が数百万いるという事態になつた、サラ金による暴利、暴力事犯は依然として後を絶たず、また、この法律がまとまるまでに数年を要しておりますことから見まして、私は、なるべく早い時期に本法の施行ができるように、政府においても精力的に準備を進めてほしいと思つております。

なお、サラ金業者の数でございますが、アメリカあたりは、人口が二億を超えておりますが、こうした業者は約千五百人しかおりません。日本は人口一億で貸金業者が十九万人。これは異常でございます。私は、こういうことが今回の登録によりまして整理淘汰されていったならば、またおのづから違う展開があり得るだろう。

五年後のわが国の金融環境を考えましたなら、私は、今までのよう企業金融だけで過ぎるという金融政策といふものは、だんだんに消費者金融も含めた分野に移行していくかなければ、金

して、法律が成立いたしました暁には、施行のために必要な政令、省令、通達等の制定などにできる限り努力いたしまして、その所要の準備を最大限迅速に進めるよう努めてまいりたいと思っております。いま議論しております法律案は、そういう時代に向かつての出発点であります。したがつて、出発点でありますだけに、まだまだ法に対しましては欠陥があるし、補いたい点がございます。しかし、一步前進させることによります。なお、これを補正するという態度を持ち、将来に備えるという考え方私はより必要だと考へるわけでございまして、一日も早い成立をこながつてやまない次第でございます。

○平林委員 これで私の質問は終わりますが、私は、今日のサラ金悲劇の発生の中に、政府の政策の足らなかつたことも大変大きな要因の一つになるだけ協会の組織率を高める。おのずから、これでございまして、できれば新年度早々にお問い合わせたいというふうなことでございまして、間に合わせたいとおもつてございま

す。したがつて、出発点でありますだけに、まだまだ法に対しましては欠陥があるし、補いたい点がござります。ねがつてやまない次第でございます。以上、多少意見述べましたけれども、私の質問をこれで終わらたいと思います。どうもありがとうございました。

○森委員長 箕輪幸代君。
○箕輪委員 私は、質問に先立つて一言申し上げたいと思います。

まず最初に、きょうの法案審議のあり方についてです。この二つの法案は、数々の重大な問題点を持ち、ことに最高裁の判例を否定するような内容を持つという意味で、広範で非常に深刻な影響を及ぼすものであります。ところが、この法案に対するところの金融といふ分野がとくに置き去りにされまして、企業金融中心に行われてきたといふことが問題の一つに挙げられると思うのでござります。

この間、日本の消費者信用統計を調べてみますと、貸金業者といわゆる銀行の消費者ローンとの対比を見ますと、もはや今日では、庶民金融の分野は貸金業者の方が半数を超えるという事態になつておるのでございます。都市銀行を始め市中金融機関は七十兆円という預金量を持つておりますが、消費者金融に割く割合というものは微々たるものでございます。これが今日の必要に迫られた、サラ金による暴利、暴力事犯は依然として後を絶たず、また、この法律がまとまるまでに数年を要しておりますことから見まして、私は、なるべく早い時期に本法の施行ができるように、政府においても精力的に準備を進めてほしいと思つております。

なお、サラ金業者の数でございますが、アメリカあたりは、人口が二億を超えておりますが、こうした業者は約千五百人しかおりません。日本は人口一億で貸金業者が十九万人。これは異常でございます。私は、こういうことが今回の登録によりまして整理淘汰されていったならば、またおのづから違う展開があり得るだろう。

五年後のわが国の金融環境を考えましたなら、私は、今までのよう企業金融だけで過ぎるという金融政策といふものは、だんだんに消費者金融も含めた分野に移行していくかなければ、金

融機関はもたぬと思つております。したがつて、五年後の消費者金融といふのは、わが国の金融政策のあるいは中央に座るのじやないかときも私は思つております。いま議論しております法律案は、そういう時代に向かつての出発点であります。したがつて、出発点でありますだけに、まだまだ法に対しましては欠陥があるし、補いたい点がござります。ねがつてやまない次第でございます。以上、多少意見述べましたけれども、私の質問をこれで終わらたいと思います。どうもありがとうございました。

○森委員長 箕輪幸代君。
○箕輪委員 私は、質問に先立つて一言申し上げたいと思います。

まず最初に、きょうの法案審議のあり方についてです。この二つの法案は、数々の重大な問題点を持ち、ことに最高裁の判例を否定するような内容を持つという意味で、広範で非常に深刻な影響を及ぼすものであります。ところが、この法案に対するところの金融といふ分野がとくに置き去りにされまして、企業金融中心に行われてきたといふことが問題の一つに挙げられると思うのでござります。

この間、日本の消費者信用統計を調べてみますと、貸金業者といわゆる銀行の消費者ローンとの対比を見ますと、もはや今日では、庶民金融の分野は貸金業者の方が半数を超えるという事態になつておるのでございます。都市銀行を始め市中金融機関は七十兆円という預金量を持つておりますが、消費者金融に割く割合というものは微々たるものでございます。これが今日の必要に迫られた、サラ金による暴利、暴力事犯は依然として後を絶たず、また、この法律がまとまるまでに数年を要しておりますことから見まして、私は、なるべく早い時期に本法の施行ができるように、政府においても精力的に準備を進めてほしいと思つております。

なお、サラ金業者の数でございますが、アメリカあたりは、人口が二億を超えておりますが、こうした業者は約千五百人しかおりません。日本は人口一億で貸金業者が十九万人。これは異常でございます。私は、こういうことが今回の登録によりまして整理淘汰されていったならば、またおのづから違う展開があり得るだろう。

五年後のわが国の金融環境を考えましたなら、私は、今までのよう企業金融だけで過ぎるという金融政策といふものは、だんだんに消費者金融も含めた分野に移行していくかなければ、金

またえた上での審議をされることが何より肝心なことだと私は思うわけです。被害者の声あるいは被害者の救済に携わってこられた弁護士、学者、その他の方々の数々の運動を踏まえた上で今日に立ち至っていることを思えば、このような被害者、学者、弁護士の方々の声を十分聞くという機会を設けていただかなければならなかつたはずだと私は思います。本日、日弁連の白上先生が参考人としてお越しいただいておりますけれども、私はさらに被害者の声なども含めて一層審議を進めることを希望していくたいと思います。

サラ金問題というのが社会的に大きな問題になつて、世論の厳しい批判にさらされるということになつてから久しいわけですからども、そうした中で、被害者や弁護士、学者、労働者の皆さん方が、その救済のための手だてをとるために、法案の提出やあるいは意見など消費者サイドに立つた具体的な提案を數々行つてこられました。実践に基づいた切実な被害の実態に基づいたこうした提案に十分耳を傾け、そして、それに立法府としてどうこたえていくのかというようなことをやらなければならぬと思うわけです。特に日弁連の方からは、このサラ金問題に関する法案に対しして詳細な検討がされ、逐条的にいろんな問題点も指摘されております。そうした中で、四十三条問題について言うならば、最高裁判所の判例を否定するというような重大な問題が含まれておりますので、ぜひともこの点に關する一層の審議を深める必要があるわけです。

私は、こうした中で、サラ金の悲劇がなくなるためにとして出されたこの法案が、サラ金の悲劇を一層拡大し、解決することができないようになっています。なぜならこの点に關する一層の審議を深める必要があるわけです。

私は、こうした中で、サラ金の悲劇がなくなるためにとして出されてきたこの法案が、サラ金の悲劇を一層拡大し、解決することができないようになります。なぜならこの点に關する一層の審議を深める必要があるわけです。

○白上参考人 このサラ金の問題につきましては、日弁連は早くから被害者救済のための検討を続けてきたところでございます。昭和五十三年の七月十五日に小口金融業法案、現在の貸金業法のもととなる案を作成しまして発表しております。さらにその後、五十四年九月十四日に自民党法案に対する見解も発表しております。その後も銃殺サラ金被害の救済のための対策を続けてきたわけでございますが、本年四月二十四日、全国都道府県サラ金対策シンポジウムを開催いたしました。この大会の資料に資するため、金利の引き下げ等の指導啓蒙、その結果等がいかなる状況であるかということについて、各都道府県からアンケートを求めたわけでございました。そうしましたところ、五十三年から五十六年三月ごろにかけまして金利の引き下げを、七三%にしたというふうに思われる四県についての例を調べましたところ、その県のサラ金被害の相談件数は減るどころか漸次上昇しつつあるという状況でござります。そういたしますと、七三%の金利すなばく、どういうのはもうすでに時代おくれであるといふふうに思つております。

○議論委員 実際に相談に携わっておられる中から、七三%という金利ではとても新たな規制といふのにはほど遠いというお話のように承ったわけですがございますけれども、相談者自身はそういう中でふえていく傾向があるというお答えでございますけれども、そうしますと、今回の規制法案のもので、サラ金被害の解消という点について一定の効果があるというふうにお考えでしょうか。

○白上参考人 今回の法案につきましては、貸金業法四十三条の存在することが一番問題であるというふうに考えております。この四十三条は、利息制限法を超過する部分についても有効な利息弁済として認めようというわけでございます。

ところで、御承知のように、明治十年に太政官布告で利息制限法が制定されております。その太政官布告の立法理由は「暴利をむさぼるの弊を禁止するにある」というふうに、かつての大審院判例もはつきり言つております。「暴利をむさぼるの弊を禁止するにある」、こういうことでござります。その当時の利息は最高一割五分、最低一割五分というところでございます。それから戦後の動乱期を経まして、昭和二十九年に利息制限法が廃止され、新たな利息制限法ができたわけでございます。これは、過去判例上問題とされた点を整理しが、これは、過去判例上問題とされた点を整理した以外に、利息の上限を少し上げたというわけでございます。それは一割五分から最高一割までに上げたということでございます。

つまり、明治十年から戦後の動乱期を経ましても、昭和三十年時代では少なくともその程度の利息以上は暴利となるというふうな考え方であったと思うのであります。したがいまして、後日の最高裁判例が制限超過利息の支払いをどういうふうに考えるかというふうな場合に、制限超過利息は元本の充当とみなし、あるいは不当利得返還請求ができるというふうな判断を下した理由はそこにあります。

したがいまして、現在の利息制限法は、やはり国民にとっての暴利という観念からながめられないければならないというふうに考えるわけでございます。その点が今回の貸金業法案で果たして真剣に考えられたかどうか。ただ経済の変動があるからというだけでえてしまふ、あるいは台なしにしてしまふということ是非常に問題であるというふうに考えておる次第でございます。

○審議委員　今回の改正の中で四十三条が重大な問題であるという御指摘すけれども、先ほどの平林議員の質疑をお聞きになつておられると思いますけれども、そのときに、四十三条で四つの条件を付しているのだから、これによつて九〇%の問題は解決できるのだというふうな御意見が述べられておりましたけれども、これに対してもどのようにお考えでしょうか。

○白上参考人 先ほどの私の答弁に尽きたる所ですが、さきの四条件を備えているからといって、基本の経過措置の利息七三%を含め最後の目的である四〇%の間の利息を取るということは、やはり国民全般から見て暴利行為であるというふうに考える次第でございます。

○審議委員 先ほどの質疑の中で、この四十三条、最高裁判例との関連において、最高裁判例を残して守っていくというようなことは、悲劇が出たら救ってやるという弁護士の方の考え方のよう御指摘があつたわけですから、悲劇が出たら救つてやるということではなく、悲劇を未然に防止するという立場から見て、この四十三条問題がどうかという点についてはいかがでしょうか。

○白上参考人 この問題は、利息制限法があるからそれで救つてやるというふうな考え方ではございませんで、やはり国民道義に根差した観点から救うということでございますので、便宜的な手法というふうな点は全然考えておりません。

○審議委員 日弁連としては、この四十三条についての基本的な考え方をいまお聞かせいただきたいわけですから、四十三条に関連して、その他仕事性の問題についても御指摘をいただいておりましけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○白上参考人 この点につきましては、最高裁の大法廷判決が出るまでは非常に問題とされていましたが、ございますが、今度の貸金業法四十三条にも任意の支払いといふ文句が出てくるわけでござります。この任意の支払いというのは、法律的に考えますと、強制手段によらない支払いということを意味するものと思われますが、早朝深夜執拗な取り立てを行う、あるいは脅迫、恐喝まがいの過利息は一体どうなるんだろうかというふうな問題もござります。また、元金と利息を区別せずに

者の苦しい本当に切実な声を表現したものだといふには思われません。

そうした中で、新聞報道でもこの法案についていろいろ論じてあるわけですが、業者に甘いといふような指摘もされております。そういう点では、被害者が賛成するのではなく業者の方が賛成するというようなことであれば、これは被害者保

護法案ではなく業者保護法案というふうに批判されてしまうものではないかといふうに私は思うわけです。そういう点で、日弁連からも指摘され

ております。そういう問題点を十分解明しないまま成立させておりました質疑を終了いたしました。

○森委員長 ただいま質疑を終了いたしました。案について、これより討論を行います。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

案について、賛成の討論を行います。

○伊藤茂君 私は、日本社会党を代表して、

ただいま議題となつております貸金業の規制等に

関する法律案並びに出資の受入れ、預り金及び金

利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

案について、賛成の討論を行います。

○白上参考人 貸金業法における業務規制の点を

非常に強化していくだけ、それから監督の方もし

つかりしていくだけということが必要であろうと

いふうに思います。

○審議員 今後の法案の運用に当たって重大な

問題点を解明するという点におきましては、まだ

まだ質疑が不十分だと私は言わざるを得ないと思

うのです。今後の予想される重大な懸念を何とし

ても払拭しなければならないという点で、私ども

は共産党として本日提案しておりますわけです

けれども、この法案こそが、被害者が真に求めて

いる被害の救済に資するものであるということ

で、私いたしましては、ぜひこのような抜本的

な救済策を講じるよう強く求めて、質問を終わりたいと思います。

○森委員長 これにて大原一三君外五名提出の貸

金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を

改正する法律案の両案に対する質疑は終了いたし

ると考えるのであります。今日の現実の諸条件を無視して理想のみを追求し、結果的には法案を成立させず、サラ金悲劇を野放しのままにすることはや許されないというのがわが党の考えであります。

この法案に賛成する第一の理由は、これによつて、今まで指摘されてきたさまざまの業務規制

が初めて現実のものとなるからであります。貸金

業法に規定された資金需要者保護の目的規定、敵

格な登録制度、監督規定、さらに過剰貸し付けの

禁止や取り立て行為の規制を含む諸業務規制に

よつて、厳しい世論の批判を浴びている過酷な取

り立てや過剰な貸し付けが抑えられるることは確実

であります。サラリーマン金融を利用して借金をし

た市民が、その返済に追われ、社会的常識を超

た過酷な取り立てに迫られて、自殺や一家離散な

どに至る悲惨な事例が発生しております。しか

も、このような事態に対する効果的な立法の必要

性が叫ばれながら長い期間がすでに経過し、もは

やこれ以上法的措置の実現をおくらせるとはで

きないのであります。

わが党は、今まで、このような悲惨な社会問

題を絶対に放置できないとの立場から、独自に貸

金業規制法案と出資法改正案を国会に提出し、五

年年にわたって各党と協議を続け、その成立のため

に努力を続けてまいりました。私たちの主張が、

これら的内容について、今日までの経過に見ら

れることにあつたことは言うまでもありません。

今回、数年にわたる論争と話し合いを経て、関

係各党、関係者の皆さんの御努力によって本法案

に至つたのであります、わが党は、一貫して効

果的な立法措置の実現のために努力し続けてきた

の問題が解決したことにはならないのであります

て、この法案の目的を十分達成するためには、関

係省庁の精力的な対応が必要であり、また業界の自発的な活性化、社会的責任の自覚、庶民金融協会の正しい指導育成が大切であることは言うまでもありません。また、できるだけ低金利誘導する金融政策や利用者への啓蒙活動も必要であります。

これらの点について、政府及び関係諸団体の積

極的対応を要望するとともに、わが党は、今後

消費者金融の正しいあり方を求める、その実現に今

後とも積極的に努力することを表明し、私の討論

を終わります。(拍手)

○森委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました自民党・新自連二党が共同して提出した貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

○森委員長 サラ金で特に問題となるのは、年率一〇〇%に

も達するほどの高金利と過剰貸し付け及び返済不

能の場合の度を超した厳しい取り立て行為等であ

ります。サラ金におけるこうした問題に対し、現

行法では、高金利の問題あるいはサラ金業者の資

格の問題、業務内容の規制、行政監督の権限など

といった健全な消費者金融として必要な規定がほ

とんどなく、全く野放し状態に置かれているので

あります。

このため、公明党・国民会議としては、昭和五

十二年五月、登録制、書面の交付義務、営業の停

止等から成る貸金業法案と、上限金利一〇九・五

%を三六・五%に引き下げる内容とする

出資等取締法の一部改正案をいち早く国会に提出

し、サラ金規制の必要性、緊急性を明確にしたの

であります。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

その後五十四年には、五十一年提出の同法案を内容をさらに充実整備して再提出をしてまいりました。この間、サラ金規制法成立を求める国民の声は高まり、各党においてもおおむね同趣旨の法案の提出がなされました。

サラ金規制の立法については、これまで三度各党間で立法の機運が高まりながら合意を見るに至らず、今国会に至ったのであります。前国会まで合意に至らなかつた主な原因は、出資等取締法の刑罰金利の上限をどこまで引き下げるか、また、利息制限法を超えるいわゆるグレーブン金利の返還請求を認めるか否かということに関してありました。

今度の自民党、新自連二党共同の提出法案は、公明党がこれまで提出してきた条項とほぼ同じ内容であります。ただし、金利の引き下げ幅とグレーブン金利のみなし弁済規定の取り扱いに関しでは、全面的に賛成しかねるのであります。

しかしながら、金利水準に不満があるとしても、大手スーパー、金融機関などによる相次ぐ低金利を武器とした新規参入が行われている現状から、金利は今後一段と低下傾向をたどるものと見ることができるとも事実であります。また、グレーブン金利については、旧自民党案では任意の支払いの場合は一切返還請求ができないくなっています。一方、行政当局は、金利を下げるかわりにグレーブン金利をなくすとの現実的提案についておきましたが、二党案では、契約書面、受取証書の不交付等の場合は利息の返還請求を認めるなど、一步前進していると認めることがあります。

ともかくサラ金に関しては、現在も依然として著しい高金利、過剰な貸し付け、常識を超えた厳しい取り立て等が横行し、金融や法律の知識に疎い利用者が苦しんでいたり放置できぬのであります。金利等の面では、ある程度の不満は残る内容ではありますが、まず本法案の成立、施行こそ、サラ金利用者の悲劇を少しでも食いとめため、庶民のための健全な消費者金融を育成する第一歩であるとの認識に立ち、今後さら

に充実したものにするため、よりよき改正へ向

かって努力したいと考え、二党共同提案の二案に賛成するものであります。

以上で終わります。(拍手)

○中西(啓)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行います。

近年、一部の貸金業者の悪質な業務運営がいわゆるサラ金問題として大きな社会問題となつており、わが党も、この問題の解決のための抜本的な立法措置が必要であると主張し、その実現のために努力してまいりました。またわれわれは、多くの労働者が、実質所得の伸びが低迷しておるを得ない状況を深刻に受けとめ、早期の立法措置が必要であると考えてまいりました。そして、

一部悪質業者の行為に苦しんでいる労働者を救済し、今後そのような事態が起こることを防ぐためには、理想に走つた非現実的な論議を避け、各党が合意し得る現実的な立法措置を早急にとるよう主張してまいりました。

他方、行政当局は、金利を下げるかわりにグレーブンをなくすとするという現実的提案について

は、最高裁判例の変更はできぬという理由で、また貸金業者についての業法による規制は行政責任が負い切れぬという理由で、消極的な対応を繰り返してまいりました。

こういった状況の中でのたびここに議員提

案として貸金業法と出資法の改正案とが議題とな

り、採決を迎えるに至つたことは、サラ金問題に

苦しむ国民にとって一步前進であり、わが党は賛

成の立場をとるものであります。

ただし、今回の貸金業法は、二県以上にまたが

る業者の登録業務を大蔵大臣の管轄としている

が、このことが、わが党が主張している財務局等

地方出先機関の廃止という行政改革の推進に逆行

するものとならぬよう強く要望するものであります。

両法案がサラ金問題解決のために適切に運用されることを期待しつつ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○中西(啓)委員長代理 正森成一君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となつております自由民主党、新自由クラブ・民主連合共同提出に係る貸金業の規制等に関する法律案、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行います。

わが党が自民、新自連共同提出の法案に反対する理由は、本法案が悪質サラ金の被害に悩む庶民の利益を守り保護するのではなく、むしろサラ金業者の利益を擁護する立場の法案になつてお

るを得ない状況を受けとめ、早期の立法措置を行ひます。

反対する第一の理由は、このように庶民の願いに反した高い金利を維持しながら七三%の金利に

なると同時に、これまで高金利に悩むサラ金被害者の救済の手だてとなつた最高裁判例、すな

わち、利息制限法に違反しその制限を超えた利息の支払いを無効とし返還請求を認めた判例の適用

除外とすることを明記している点であります。

現在、多くのサラ金業者が七〇%前後の金利で貸し付け、しかも、そこで多くの事件が起つてゐることを考えると、このような条項は、サラ金取締りに関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行ひます。

わが党が自民、新自連共同提出の法案に反対する理由は、本法案が悪質サラ金の被害に悩む庶民の利益を守り保護するのではなく、むしろサラ金業者の利益を擁護する立場の法案になつてお

るを得ない状況を受けとめ、早期の立法措置を行ひます。

わが党が自民、新自連共同提出の法案に反対する理由は、本法案が悪質サラ金の被害に悩む庶民の利益を守り保護するのではなく、むしろサラ金業者の利益を擁護する立場の法案になつてお

などということを口実にサラ金業者の要望を入れることではなく、庶民の消費生活に必要な金融の正常なルートを確立することであり、サラ金業者が安易に資金を借り入れ、それを高利に運用して、なおかつ利益を上げて成長を続けることを助長することではありません。

しかるに本法案は、庶民の願いは踏みにじり、事実上サラ金業者には甘く、その利益を守る法案となつております。業務規制の問題でも、貸し付けの限度や期間についての規制がなく、取り立てでは、單に「人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」とされているにとどまり、サラ金業者のさまざまの嫌がらせなどを規制する保証とは必ずしもなり得ないものになつてゐるのであります。さらに、契約証や受領証の交付などという営業の初步ともうべき手続だけを守れば最高裁判例の適用から外すと、うに至つては、実質的に何ら庶民の保護にならず、国民を欺くものと言わざるを得ません。

最後に、それゆえこの法案については、日本弁護士連合会を代表して参考人もその発言の中で深く憂慮して反対の意見を述べ、また弁護士、学者、労働組合、被害者団体で組織している全国サラ金対策協議会を初め多くの方がこぞつて反対しております。わが党は、これら庶民、良識ある人々の声を強く支持し、本法案に断固として反対する意見を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○森委員長 これにて討論は終局いたしました。

○森委員長 これより採決いたします。

○森委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、大原一三君外五名提出の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、大原一三君外五名提出の出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

これが必要であると考えている次第であります。

両附帯決議案は、このような見地から、これらが施行された際に、特に政府において留意すべき点を取りまとめたものであります。

以下順次、案文を朗読いたしまして内容の説明にかえさせていただきます。

貸金業の規制等に関する法律案に対する

○森委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、それぞれ柏谷茂君外四名より、自由民主党

日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合五派共同提案に係

る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。沢田広君。

○沢田委員 ただいま議題となりました両附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

田広君。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

○沢田委員 ただいま議題となりました両附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

田広君。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

○沢田委員 ただいま議題となりました両附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

田広君。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

○沢田委員 ただいま議題となりました両附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

田広君。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

○沢田委員 ただいま議題となりました両附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

田広君。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

○森委員長 お諮りいたします。

○森委員長 お諮りいたしました。

○森委員長

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○森委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に中村正三郎君を指名いたしま

す。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

別の規定のある者が行うもの

三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を

業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等

の利益を損なうおそれがないと認められる貸

付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

二 この法律において「貸金業者」とは、次条第一

項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付

けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をい

う。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都

道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して

その事業を営もうとする場合にあっては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は

事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなら

ない。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けな

ければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けよ

うとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法

律第三十五号）の定めるところにより登録免許

税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を

受けようとする者及び前項の登録の更新を受け

ようとする者は、政令の定めるところにより手

数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者

は、一以上の都道府県の区域内に営業所又は事

務所を設置してその事業を営もうとする場合に

あつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内に

もうとする場合にあつては当該営業所又は事務

所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各

号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出し

なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人（人格のない社団又は財團で代表者又

は管理人の定めのあるものを含む。以下この

章及び第三十八条において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同一の支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものと含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、第六条第二項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法

律第三十五号）の定めるところにより登録免許

税を、同項の登録のうち都道府県知事の登録を

受けようとする者及び前項の登録の更新を受け

ようとする者は、政令の定めるところにより手

数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の実施)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第

一項の登録の申請があつた場合においては、次

条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定に

よる登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申

請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号

一 一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者を含む。）

三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者を含む。）

四 禁治産者又は準禁治産者

五 破産者で復権を得ないもの

六 個人で政令で定める使用人のうちに第一号

七 未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号

第一条 この法律は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行ふとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする

金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という）で業として行うものをいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

一 国又は地方公共団体が行うもの

二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特

から第五号までの一に該当する者のあるもの

大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録換えの場合における從前の登録の効力)

第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る從前の大蔵大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一 大蔵大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

(変更の届出)

第八条 貸金業者は、第四条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき(前条各号の一に該当することとなる場合を除く。)は、あらかじめ、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までの一に該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。
(貸金業者登録簿の閲覧)

第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者

登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十一条 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、當該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあっては、その事實を知つた日)から三十日以内に、その旨をそ

の登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第七条 貸金業者が自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

(業務)

二 法人が合併(人格のない社団又は財団において同じ。)により消滅した場合 その相続人

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人

(無登録営業等の禁止)

第十一條 第二条第一項の登録を受けない者は、

貸金業を営んではならない。

貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となるとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

(貸付条件の掲示)

第十四条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

(貸付条件の掲示)

第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告するときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

(貸付条件の広告)

第十六条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他大蔵省令で定める事項を表示しなければならない。

(誇大広告の禁止)

第十七条 貸金業者は、その業務に関する広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き

あつたときは、その日までの間)は、引き続き

したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

(過剰貸付け等の禁止)

第十七条 貸金業者は、貸付けの条件について広告するときは、大蔵省令で定めるところにより、次の都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

(受取証書の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

(受取証書の交付)

第十九條 貸金業者は、貸付けの条件について広告するときは、大蔵省令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き

あつたときは、その日までの間)は、引き続き

(加入)

第一二六条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(資金需要者等の利益の保護)

第一二七条 協会は、会員の営む貸金業に関して、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、協会は、会員の営む貸金業に対し、都道府県知事の認可を受け契約款の内容となるべき事項を定め、会員に対し、当該事項を内容とする契約約款により貸付けの契約を行うよう指導しなければならない。

(苦情の解決)

第二二八条 協会は、債務者等から会員の営む貸金業の業務に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の中出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(貸金業の業務に関する研修)

第二二九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対する研修を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの)において「信用情報機関」という)を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十二条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」といふ。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業これらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むに従事する者に対する名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(報告徵収及び立入検査)

第三十五条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき)

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等の規定に違反する法律の罪を犯したとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、大蔵大臣の登録を受けた貸金業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(登録の取消し)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 第八条第一項、第十一條第二項、第十二條、第十四條から第二十三條まで又は第二十一条、第二十二条第一項(同条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

2 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たる相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを證明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たる相手方が取立て制限者であることを

3 知らなかつたことにつき相当の理由があることを證明できなかつたとき。

4 債権譲渡等を受けるに至つたとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たる相手方が取立て制限者であることを

2 知らなかつたことにつき相当の理由があることを證明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等を受けるに至つたとき。

3 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

4 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の处分があつた場合は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡

(所在不明者の登録の取消し)

第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

(弁明の機会の供与)

第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定に基づく処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(登録の消除)

第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条、第七条若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

(監督処分の公告等)

第四十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第三十八条の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告微収及び立入検査)

第四十二条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

その業務に関し報告をさせ、又はその職員に営

業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第六章 雜則

(任意に支払った場合のみなし弁済)

第四十三条 貸金業者が業として行う金錢を目的とする消費貸借上の利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息となざれるものを含む。)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金錢の額が、同法

第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかるわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

一 第十七条第一項又は第二項(第二十四条第二項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払

一 第十七条第一項又は第二項(第二十四条第二項第二号において同じ。)の規定により第十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払

一 第十七条第一項若しくは第三十条第三項の規定により登録が取り消されたとき、又は第十条第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であつた者はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお貸

金業者とみなす。

(権限の委任)

一 第三十六条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の処分に違反して貸付けの契約が締結された場合又は当該処分に違反して

2 前項の規定は、次の各号に掲げる支払に係る支払の規定は、次に掲げる支払に係る同一の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に

い。

一 同項の超過部分の支払については、適用しない。

締結された貸付けに係る契約について保証契約が締結された場合における当該貸付けの契約又は当該保証契約に基づく支払

一 物価統制令第十二条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払

3 前項の規定は、貸金業者が業として行う金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、債務者が賠償として任意に支払った金錢の額が、利息制限法第四条第一項に定める賠償額の予定の制限額を超える場合において、その支払が第一項各号に該当するときに準用する。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第四十四条 貸金業者について、第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、第三十七条第一項若しくは第三十八条の規定により登録が取り消されたとき、又は第十条第三項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であつた者はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお貸

金業者とみなす。

(権限の委任)

一 第四十五条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きの法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

四 第十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しないかつた者

五 第二十条(第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない場合若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十二条(第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

第七章 調則

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

二 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四 第三十六条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

二十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

三十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

四十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

五十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

六十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

七十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

八十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

九十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百一十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百二十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百三十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十二 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十三 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十四 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十五 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十六 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十七 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十八 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百四十九 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百五十 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた者

一百五十一 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を営ませた

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

二十四の一 貸金業者の登録

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第二号)第二条第一項(登録)の大蔵大臣がする貸金業者の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
--------------------------------------------------------------------	------	----------

(大蔵省設置法の一部改正)

第十一條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十一条)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加える。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

理由

貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うこと等により、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十四号の次に次のように加え る。

(施行期日)

この法律は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第二号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第五条第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第二項中「前項」を「前一項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第一項とする。

第五条第一項中「前項」を「前一項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、金銭の貸付けを行いう者が業として金銭の貸付けを行ふ場合において、年四十・〇〇四パーセント(二月二十九日を含む一年については年四十・一一三六パーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六パーセントとする)を超える割合による利息の契約をし、又はこれを併科する。

3 前項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

4 前項の別に法律で定める日については、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

5 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息(債務の不履行について予定される賃償額を含む)の受領(この法律の施行前に業として金銭の貸付けを行った者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過するまでの間にした利息の受領(当該三年を経過する日以前に業として金銭の貸付けを行った者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る)に対する罰則の適用については、附則第二項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

7 附則第三項の別に法律で定める日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領(同項の別に法律で定める日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えた改正後の法第五条第二項の規定の例による。

8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一二三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方 法による貸金業のみを行うものをいう。

一 主として物品販売業 物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。
二 返済期間が百日以上であること。
三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

附 則

「第五条第一項」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十五号

昭和五十七年八月四日

一一

10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第号）附則第十項」と、同法第四十三条

年を経過する日までの間は、第四十三条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項」とあるのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号。以下「金利等取締法昭和五十七年改正法」という。）附則第二項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項」と読み替えるもの

預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払について準用する。この場合において、第一項中「前項の規定により」とあるのは、「第三項の規定により」と読み替えるものとする。

第十四条 前条第一項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき、当該期間経

のとされる同条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定を適用する。

2 前条第三項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づき、当該期間経過後六月を経過する日の翌日以後に利息又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の支払（同条第四項において準用する同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた

第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」一部を改正する法律（昭和五十四年法律第一号）附則第八項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とする。

（質屋営業法の一部改正）

質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六条中「受人」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に、「第五条第一項」を「第五条第二項」に、「同法同条第二項」を「同項中「四十・〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるの

12 質屋営業法の一部を次のように改正する。
第三十六条中「受人」を「受入れ」に、「取締り」
を「取締り」に、「第五条第一項」を「第五条第二
項」に、「同法同条第二項」を「同項中「四十・〇
四ペーセント」とあるのは「百九・五ペーセント
ト」と、「四十・一・三六ペーセント」とあるのは
は「百九・八ペーセント」と、「〇・一〇九六ペー
セント」とあるのは「〇・三ペーセント」とし、
同条第三項に、「貸付」を「貸付け」に改める。
(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)
うに改正する。
第四十三条第一項第三号中「第五条第一項」
を「第五条第二項」に改める。

第十三条规定　この法律の施行の日から起算して一
附則第十二条の次に次の二条を加える。
(任意に支払つた場合のみなし弁済に関する
経過措置)

第一項に規定する期間を経過する日の翌日から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の別に法律で定める日までの間は、第四十三条第一項第三号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、

額が金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に定める利息の制限額を超えるときは、当該支払を金利等取締法昭和五十七年改正法附則第二項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払とみなして、前各項の規定によりなおその効力を有するも

過後六月を経過する日の翌日から同条第三項に規定する期間経過後六月を経過する日までに規定する期間の間又は同日の翌日以後に利息（利息制限法の規定により利息とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の支払（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定の適用を受けるものを除く。）がされた場合において、当該支払に係る利息の額（利息制限法第三条ただし書の費用として支払った金額があるときは、当該金額の額を加えたものとする。以下この条において同じ。）又は債務の不履行による賠償額の予定に係る賠償金の額が金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入

理
由

理由
現状にかんがみ、業として金錢の貸付けを行ふ者に対する刑罰の対象となる限度を引き下げるとともに、罰金の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小口消費者金融業法案

直接受け又は間接の構成員に対して行うもの	
四 事業者がその従業者に對して行うもの	二 次条第一項各号に該当しないことを誓約する書面
五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付隨して行うもの	三 業務の方法を記載した書面
六 売買の媒介を業とする者がその取引に付隨して行うもの	四 その他大蔵省令で定める書面
七 (免許)	五 小口消費者金融業、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第二項により同項に規定する貸金業に該当するものと認められる者を含む。以下この項、第三十二条第一項及び第三十三条において同じ。) であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。
八 第二章 総則	六 小口消費者金融業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者
九 第一章 総則	七 小口消費者金融業の営業に關し成年者との能力を有しない未成年者又は法定代理人人が前各号の一に該当する未成年者
十 第二章 免許	八 法人でその役員又は政令で定める使用者のうち第一号から第六号までのうちに第一号から第六号までの間に該当する者のあるもの
十一 第一章 総則	九 個人で政令で定める使用者のうち第一号から第六号までの間に該当する者のあるもの
十二 第二章 免許	十 大蔵大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。
十三 第一章 総則	十一 (免許証の交付)
十四 第二章 免許	十二 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。
十五 第一章 総則	十三 (免許換えの場合における從前の免許の効力)
十六 第二章 免許	十四 第七条 大蔵大臣又は都道府県知事が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き小口消費者金融業を営もうとする場合において同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る從前の大蔵大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。
十七 第一章 総則	十五 一 大蔵大臣の免許を受けた者が第一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつた

けの契約を締結したときは、借主に、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口消費者金融業者の商号、名称又は氏名 及び住所

二 貸付けの契約を締結した営業所の名称及び所在地並びに締結に当たつた者の氏名

三 貸付金の額

四 返済金(利息の支払分を含む。以下同じ。) の返済の時期及び方法

五 返済金の額(分割返済の場合にあつては、返済金の総額及び各回ごとの返済金の額)

六 利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

七 返済金を当該返済の時期までに返済しなかつた場合の措置に関する事項

八 借主の住所及び氏名

九 貸付けの年月日

十 前各号に定めるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約について保証契約を締結したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面及び当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

3 小口消費者金融業者は、前二項の規定により作成した書面の写しを、当該契約に係る返済の終了の日から二年を経過する日まで、保存しなければならない。

(受取証書の交付)

第二十六条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権の全部又は一部について返済金を受領したときは、その受領の都度、直ちに、当該返済に係る金銭の貸付けに関する契約に関する事項、受領した返済金の元利充當に関する事項その他の大蔵省令で定める事項を記載

した書面を当該返済をした者に対して交付しなければならない。

(広告)

第二十七条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに関して広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法、貸付けの条件及び返済の方法を表示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十八条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その金銭の貸付けに関する帳簿を備え、借主ごとに、貸付金の額、貸付けの年月日、返済の状況その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(標識の掲示)

第二十九条 小口消費者金融業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める標識を掲げなければならない。

第三十条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、從業者に、その從業者であることを証する証明書を携帯せなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

二 従業者は、関係人の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

第四章 監督

(指示)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合には、当該小口消費者金融業者に対する指示をして、必要な指示をることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 業務に關しこの法律以外の法令に違反し、小口消費者金融業者として不適当であると認められるとき。

三 法人である場合は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で該当する場合においては、その営業所を設けて業務を行つたものが、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止に係る業務に關し、前項第一号から第五号までのうちに第五条第一項第五号に該当する事項のうち第五条第一項第五号に該当する者があるに至つたとき。

四 法人である場合は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で該当する場合においては、その営業所を設けて業務を行つたものが、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止に係る業務に關し、前項第一号から第五号までのうちに第五条第一項第五号に該当する事項のうち第五条第一項第五号に該当する者があるに至つたとき。

五 法人である場合は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で該当する場合においては、その営業所を設けて業務を行つたものが、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止に係る業務に關し、前項第一号から第五号までのうちに第五条第一項第五号に該当する事項のうち第五条第一項第五号に該当する者があるに至つたとき。

六 法人である場合は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で該当する場合においては、その営業所を設けて業務を行つたものが、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止に係る業務に關し、前項第一号から第五号までのうちに第五条第一項第五号に該当する事項のうち第五条第一項第五号に該当する者があるに至つたとき。

所に係る業務に關し、前項各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対する指示をして、必要な指示をすることができる。

一 第五条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至つたとき。

二 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対する指示をして、必要な指示をすることができる。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうち第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用者のうち第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第五条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

十 免許を受けた小口消費者金融業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいう)を確知できないとき、又はその免許を受けた小口消費者金融業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいう)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該小口消費者金融業者から申出がないときは、当該小口消費者金融業者の免許を取り消すことができる。

免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至つたとき。

二 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対する指示をして、必要な指示をすることができる。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうち第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用者のうち第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第五条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

十 免許を受けた小口消費者金融業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいう)を確知できないとき、又はその免許を受けた小口消費者金融業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいう)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該小口消費者金融業者から申出がないときは、当該小口消費者金融業者の免許を取り消すことができる。

(聴聞)

第三十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十一条から第三十三条までの規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該小口消費者金融業者（法人である場合においては、その役員。第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、説明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の場合においては、大蔵大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該小口消費者金融業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の通知及び公示をした場合において、当該小口消費者金融業者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出席しないときは、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。

4 大蔵大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該小口消費者金融業者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができます。

(監督処分の公告等)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十四条までの規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条第二項又は第三十二条第二項の規定による処分をしたときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

(不正事実等の申告)

第三十七条 何人も、小口消費者金融業者の業務につき不正、不当又は不誠実な行為があると認められたときは、大蔵大臣又は都道府県知事に対し、その事實を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務報告書)

第三十八条 小口消費者金融業者は、事業年度（事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。）ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所に備えて置かなければならぬ。ただし、やむを得ない理由がある場合においてその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その承認を受けた期間、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(指導等)

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行う小口消費者金融業者に対して、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対する報告及び検査は、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行なう小口消費者金融業者に対する報告及び検査は、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(免許の取消し等に伴う取引の結了)

第四十二条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は小口消費者金融業者が同条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第三十三条若しくは第三十四条の規定により免許を取り消されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者は又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

(権限の委任)

第四十三条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きを怠る者に對して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において小口消費者金融業を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができるものとする。

(第六章 罰則)

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處せらる。

あつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第五章 雜則)

第四十六条 第十五条、第十六条第一項又は第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条第二項、第十六条第二項、第二十条、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条又は第二十七条の規定に違反した者

三 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十条第一項の規定による届出をした者

四 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十条第一項の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条の規定による事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第四十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をせず、又は同項の規定による業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定によりて業務報告書を備え置かなかつた者

六 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四条の違反行為をしたと

し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

三 第十三条の規定に違反して他人に小口消費金融業を営ませた者

「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一條第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。

(質屋営業法の一部改正)

2 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ)の契約に係るこの法律の施行後の利息の受領については、なお從前の例による。

理由

高金利の金銭の貸付けによる弊害にかんがみ、处罚される高金利の限度を引き下げるとともに罰金の多額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。